

計画資料

資料1 気象庁震度階

気象庁震度階級表

震度階級	0	1	2	3	4
計測震度	0.5未満	0.5以上1.5未満	1.5以上2.5未満	2.5以上3.5未満	3.5以上4.5未満
震度階級	5弱	5強	6弱	6強	7
計測震度	4.5以上5.0未満	5.0以上5.5未満	5.5以上6.0未満	6.0以上6.5未満	6.5以上

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって被害が異なる場合があります。この表では、ある地震が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では、一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では、長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなど長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	耐震性が高い木造建物	耐震性が低い木造建物	耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物	耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物	地盤の状況	斜面等の状況
0.5未満	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。								
0.5以上 1.5未満	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。								
1.5以上 2.5未満	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。							

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	耐震性が高い木造建物	耐震性が低い木造建物	耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物	耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物	地盤の状況	斜面等の状況
2.5以上 3.5未満	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。						
3.5以上 4.5未満	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。						
4.5以上 5.0未満	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			亀裂や液状化が生じることがある。	落石やけ崩れが発生することがある。
5.0以上 5.5未満	5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やけ崩れが発生することがある。
5.5以上 6.0未満	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなるこ	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ること	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	耐震性が高い木造建物	耐震性が低い木造建物	耐震性が高い鉄筋コンクリート建物	耐震性が低い鉄筋コンクリート建物	地盤の状況	斜面等の状況
			とがある。			がある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。				
6.0以上 6.5未満	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやY状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
6.5以上	7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやY状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

※ ライフラインの〔 〕内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

資料2 マグニチュード (M) と地震の程度

マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震
9 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・最大級の大地震 	東北地方太平洋沖地震 (M9.0) (平 23. 3. 11)
8.5 ～ 9	<ul style="list-style-type: none"> ・全世界を通じて、10 年に 1 回程度しか起こらない。 	チリ地震 (M 8.5) (昭 35. 5. 23)
8 ～ 8.5	<ul style="list-style-type: none"> ・第一級の大地震 ・内陸に起こると大被害 ・海底に起こると大津波 ・日本付近で 10 年に 1 回程度発生 	北海道東方沖地震 (M 8.2) (平 6. 10. 4) 南海地震 (M 8.0) (昭 21. 12. 21) 三陸地震 (M 8.1) (昭 8. 3. 3) 濃尾地震 (M 8.0) (明 24. 10. 28)
7 ～ 8	<ul style="list-style-type: none"> ・かなりの大地震 ・内陸に起こると大被害を生ずることがある。 ・海底に起こると津波を伴う。 ・日本付近で 1 年に 1 回程度発生 	能登半島地震 (M7.6) (令 6. 1. 1) 熊本地震 (M6.5、M7.3) (平 28. 4. 14、平 28. 4. 16) 鳥取県西部地震 (M 7.3) (平 12. 10. 6) 兵庫県南部地震 (M 7.3) (平 7. 1. 17) 三陸はるか沖地震 (M 7.6) (平 6. 12. 28) 北海道南西沖地震 (M 7.8) (平 5. 7. 12) 釧路沖地震 (M 7.8) (平 5. 1. 15) 日本海中部地震 (M 7.7) (昭 58. 5. 26) 宮城県沖地震 (M 7.4) (昭 53. 6. 12) 新潟地震 (M 7.5) (昭 39. 6. 16) 福井地震 (M 7.1) (昭 23. 6. 28) 東南海地震 (M 7.9) (昭 19. 12. 7) 関東大地震 (M 7.9) (大 12. 9. 1)
6 ～ 7	<ul style="list-style-type: none"> ・内陸に起こると (特に震源が浅いとき) 被害を生ずることがある。 ・日本付近で 1 年に 10 回程度発生 	北海道胆振東部地震 (M 6.7) (平 30. 9. 6) 大阪府北部地震 (M 6.1) (平 30. 6. 18) 鳥取県中部地震 (M 6.6) (平 28. 10. 21) 芸予地震 (M 6.7) (平 13. 3. 24) 長野県西部地震 (M 6.8) (昭 59. 9. 14) 三河地震 (M 6.8) (昭 20. 1. 13)
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を生ずることはほとんどない。時々感じ 	

4 ～ 6	る地震の大部分はこの程度のもの。 ・日本付近で1年に100回程度発生	
3 ～ 4	・震源地の近くで人体に感じることもある。	
2 以下	・高倍率の地震計によって観測される。	

※ 過去の地震については、理科年表による。

資料3 著名な大地震

年月日	地震名	規模 (M)	地域	被害状況等
明治 5. 2. 6	浜田地震	7.1	島根県西部 (石見、出雲)	死者 552、全壊約 5 千 1 週間ほど前から鳴動、当日は前震もあった。 特に石見東部で被害が多く、海岸沿いに数尺の隆起・沈降がみられ、小津波があった。
24. 10. 28	濃尾地震	8.0	岐阜県、愛知県	死者 7,273、建物全壊 14 万余、半壊 8 万余、山崩れ 1 万余 仙台以南の全国で地震を感じた。わが国の内陸地震としては最大のもの。根尾谷を通る大断層を生じ、水島で上下に 6 m、水平に 2 m ずれた。
27. 10. 22	庄内地震	7.0	庄内平野	死者 726、全壊 3,858、半壊 2,397、焼失 2,148 被害は主として庄内平野に集中した。
29. 6. 15	明治三陸地震津波	8 1/2	三陸沖	死者 21,959、家屋流失全半壊 1 万以上、船の被害約 7 千 震害はなく、津波が北海道より牡鹿半島にいたる海岸に襲来した。Mは津波を考慮したもの。
29. 8. 31	陸羽地震	7.2	秋田・岩手県境	死者 209、全壊 5,792 秋田県の仙北郡・平鹿郡、岩手県の西和賀郡・稗貫郡で被害が大きく、川船・千屋断層を生じた。
大正 12. 9. 1	関東大地震	7.9	関東南部	死者・不明 14 万 2 千余、家屋全半壊 25 万 4 千余、焼失 44 万 7 千余、山崩れ・崖崩れが多発 東京で最大振幅 14~20 cm を観測。地震後火災が発生し、被害を大きくした。関東沿岸に津波が襲来した。
14. 5. 23	北但馬地震	6.8	但馬北部	死者 428、家屋全壊 1,295、焼失 2,180 円山川流域で被害が多く、河口付近に長さ 1.6 km の小断層二つを生じた。
昭和 2. 3. 7	北丹後地震	7.3	京都府北西部	死者 2,925、家屋全壊 12,584 被害は丹後半島の頸部が最も激しく、郷村断層・山田断層を生じた。
5. 11. 26	北伊豆地震	7.3	伊豆北部	死者 272、家屋全壊 2,165 2~5 月に伊東群発地震。山崩れ・崖崩れが多く、丹那断層とそれに直交する姫之湯断層を生じた。
8. 3. 3	三陸地震津波	8.1	三陸沖	死者・不明 3,064、家屋流失 4,034、倒壊 1,817 浸水 4,018 震害は少なく、津波が太平洋岸を襲い三陸沿岸で被害は甚大。日本海溝付近で発生した巨大な正断層型地震と考えられている。

年月日	地震名	規模 (M)	地域	被害状況等
18. 9. 10	鳥取地震	7. 2	鳥取県付近	死者 1,083、家屋全壊 7,485、半壊 6,158 鳥取市を中心に被害が大きく、鹿野断層、吉岡断層を生じた。地割れ・地変が多かった。
19. 12. 7	東南海地震	7. 9	東海道沖	死者・不明 1,223、住家全壊 17,599、半壊 36,520 流失 3,129 東海地方の各県に被害が大きかった。津波が各地に襲来し、熊野灘沿岸で 6~8m。
20. 1. 13	三河地震	6. 8	愛知県南部	死者 2,306、住家全壊 7,221、半壊 16,555、非住家全壊 9,187 規模の割に被害が大きく、特に幡豆郡の被害が大きかった。深溝断層を生じ、津波は蒲郡で 1 m。
21. 12. 21	南海地震	8. 0	南海道沖	死者 1,330、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、流失 1,451、焼失 2,598 被害は中部以西の日本各地にわたり、津波が静岡県より九州にいたる海岸に襲来した。
23. 6. 28	福井地震	7. 1	福井平野	死者 3,769、家屋倒壊 36,184、半壊 11,816、焼失 3,851 被害は福井平野とその付近に限られ、土木構築物の被害も大きく、南北に断層が生じた。
35. 5. 23	チリ地震津波	8. 5	チリ沖	死者・不明 142、家屋全壊 1,500 余、半壊 2 千余 チリ沖で発生した地震による津波が日本各地に襲来し、北海道南岸・三陸沿岸・志摩半島付近で被害が大きかった。
39. 6. 16	新潟地震	7. 5	新潟県沖	死者 26、家屋全壊 1,960、半壊 6,640、浸水 15,298 新潟・秋田・山形の各県を中心に被害があり、船舶・道路の被害も多かった。新潟市内各所で噴砂水がみられ、地盤の流動化による被害が著しかった。津波が日本海沿岸一体を襲った。
40. 8. 3	松代群発地震	—	松代付近	負傷者 15、住家全壊 10、半壊 4、山崖崩れ 60 1970 年末までに松代で有感地震 62,821 回（震度 5：9 回、震度 4：50 回）
43. 5. 16	1968 年十勝沖地震	7. 9	青森県東方沖	死者 52、負傷者 330、建物全壊 673、半壊 3,004 浸水 529、船舶流失沈没 127 青森県を中心に北海道南部・東北地方に被害があり、青森県下で道路損壊が多かった。
53. 6. 12	1978 年宮城県沖地震	7. 4	宮城県沖	死者 28、負傷者 1,325、住家全壊 1,183、半壊 5,574、道路損壊 888、山崖崩れ 529 被害は宮城県に多く、新興開発地に被害が集中。

年月日	地震名	規模 (M)	地域	被害状況等
58. 5. 26	昭和58年日本海中部地震	7. 7	秋田県沖	死者 104(うち津波によるもの 100)、負傷者 163(同 104)、建物全壊 934、半壊 2,115、流失 52、一部破損 3,258、船沈没 255、流失 451、破損 1,187 被害は秋田県で最も多く、青森・北海道がこれに次ぐ。
59. 9. 14	昭和59年長野県西部地震	6. 8	長野県西部	死者 29、負傷者 10、建物全壊・流失 14、半壊 73、一部破損 565、道路損壊 258 死者及び建物流失は主として王滝川・濁川の流域などに発生した大規模な崖崩れと土石流によるもので、王滝村に大きな被害をもたらした。
平成 5. 7. 12	平成5年北海道南西沖地震	7. 8	北海道南西沖	死者 202、不明 28、負傷者 323 地震に加えて津波による被害が大きく、奥尻島の被害は甚大で、島南端の青苗地区は火災もあって壊滅状態となった。津波の高さは青苗の市街地で 10m を越えたところがある。
7. 1. 17	平成7年兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7. 3	淡路島・兵庫県南部	死者 6,432、不明 3、負傷者 4 万以上、住家全半壊 24 万以上、住家全半壊 6 千以上 活断層の活動による直下型地震。神戸、洲本で震度 6、淡路島の一部から神戸市、宝塚市にかけて震度 7 の地域があった。多くの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。死者の多くは家屋の倒壊と火災によるもの。
12. 10. 06	平成12年鳥取県西部地震	7. 3	鳥取県西部	負傷者 182、住家全半壊 3,532 境港市、日野町で計測震度導入後初めての震度 6 強
13. 3. 24	平成13年芸予地震	6. 7	安芸灘	死者 2、負傷者 288、住家全半壊 844 フィリピン海プレート内部の正断層型地震
15. 9. 26	平成15年十勝沖地震	8. 0	釧路沖	不明 2、負傷者 849、住家全半壊 484 最大震度 6 弱 太平洋プレート上面の逆断層プレート型地震
16. 10. 23	平成16年新潟中越地震	6. 8	新潟県中越地方	死者 67、負傷者 4,805、住家全壊 3,175 半壊 13,794 震度 7 逆断層型地震
17. 3. 20	福岡県西方沖地震	7. 0	福岡県西方沖	死者 1、負傷者 1,087、住家全壊 133 半壊 244 震度 6 弱 福岡県沿岸海域の左横ずれ断層型地殻内地震
17. 8. 16	平成17年宮城県沖	7. 2	宮城県沖	負傷者 100、住家全壊 1 最大震度 6 弱
19. 3. 25	平成19年能登半島地震	6. 9	能登半島沖	死者 1、負傷者 359、住家全壊 659 半壊 1,563 最大震度 6 強

年月日	地震名	規模 (M)	地域	被害状況等
19. 7. 16	平成19年新潟県中越沖地震	6. 8	新潟県上中越沖	逆断層型地殻内地震 死者 11、負傷者 2, 343、住家全壊 1, 244 半壊 5, 241 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震
20. 6. 14	平成20年岩手・宮城内陸地震	7. 2	岩手県内陸南部	死者 13、不明 10、負傷者 450、住家全壊 28、半壊 112 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震
20. 7. 24	平成20年岩手沿岸北部地震	6. 8	岩手県沿岸北部	死者 1、負傷者 209、住家全壊 1、半壊 0、 最大震度 6 強 太平洋プレート内部正断層型スラブ内地震
23. 3. 11	平成23年東北地方太平洋沖地震	9. 0	三陸沖	死者 19, 747、行方不明者 2, 556、負傷者 6, 242、住家全壊 122, 005、半壊 283, 156 最大震度 7 (※令和3年3月9日公表、消防庁第 161 報による)
28. 4. 14 28. 4. 16	平成28年熊本地震	6. 5 7. 3	熊本県熊本地方	死者 273、負傷者 2, 809、住家全壊 8, 667、半壊 34, 719 最大震度 7 (※平成 31 年 4 月 12 日公表、消防庁第 121 報による)
28. 10. 21	平成28年鳥取県中部地震	6. 6	鳥取県中部	負傷者 32、住家全壊 18、半壊 312 最大震度 6 弱 (※平成 30 年 3 月 22 日公表、消防庁第 38 報による)
30. 6. 18	平成30年大阪府北部地震	6. 1	大阪府北部	死者 6、負傷者 462、住家全壊 21、半壊 483 最大震度 6 弱 (※令和元年 8 月 20 日公表、消防庁第 32 報による)
30. 9. 6	平成30年北海道胆振東部地震	6. 7	北海道胆振地方中東部	死者 43、負傷者 782、住家全壊 469、半壊 1, 660、 最大震度 7 (※令和元年 8 月 20 日公表、消防庁第 35 報による)
令和 6. 1. 1	令和 6 年能登半島地震	7. 6	能登半島沖	死者 341、負傷者 1, 334、住家全壊 6, 273、半壊 20, 892、最大震度 7 (※令和 6 年 8 月 21 日公表、消防庁第 109 報による)

注：理科年表による。

資料4 地震予知

1 観測強化地域の指定

遠州灘では大地震が過去 1096 年、1498 年、1707 年、1854 年に発生しているが、最近 120 年間は発生しておらず、地震活動のきわめて不活発な区域の存在が明らかになっている。地震波速度比 (V_P/V_S) はいまのところ特に異常とはいえないが、明治以来、駿河湾沿いが沈下、内陸側が隆起という傾向の上下変動及びおおむね東西方向圧縮傾向の水平変動が継続しているように見える。水平変動は最近加速されたという報告もある。

同地域の重要性にかんがみ、以上のような諸現象をさらに詳細に調査し、総合的に検討するため、東海地方を観測強化地域に指定する。

1974 年 2 月 28 日

第 24 回地震予知連絡会

2 東海地震についての統一見解

地震予知連絡会では、東海地方の遠州灘で最近 120 年間大地震が発生しておらず、地震の空白域の存在は明らかになっている。明治以来の東海、駿河湾沿岸の地殻上下変動及び地殻水平歪の様相から同地域の社会的重要性を考慮して昭和 49 年 2 月東海地方を観測強化地域に指定し、各機関の協力のもとに調査観測を実施してきた。

現在までに確認されたことは、

- (1) 古文書等の記録から 1854 年の安政東海地震の震源地域は、遠州灘から駿河湾内におよんでいた。
- (2) 1944 年(昭和 19 年) 東南海地震の震源域は、余震の分布と地殻変動等から遠州灘西部におよんでいることが推定されるが、御前崎沖には達していない。
- (3) 御前崎南方沖から駿河湾内にかけての地域には、安政東海地震以後大地震が起こっていない。
- (4) 御前崎から駿河湾西岸にかけて、明治以来顕著な沈降が認められ、また駿河湾を中心に西北西から東南東の水平圧縮が観測されている等である。

現在までの観測結果によれば、発生時期を推定できる前兆現象と思われるものは見出されていない。しかし、現在の観測体制は十分とは言えないので、駿河湾周辺を含む東海地方の観測を更に強化し、監視を続けていく必要がある。

資料5 東海地震に関する事前対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は次のとおりとする。ただし、現在は気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていないことに留意する。

東海地震の発生が予知され、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発令された場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（以下「地震防災応急対策」という。）を混乱なく迅速に実施することにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

1 応急活動組織

(1) 防災組織体制

- ア 市長は東海地震注意情報が発表された場合は、警戒本部を設置する。
- イ 市長は警戒宣言が発せられたときは、対策本部を設置する。
- ウ 警戒本部及び対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。

(2) 配備態勢

- ア 東海地震注意情報が発表された場合は、警戒態勢をとる。
- イ 警戒宣言が発せられたときは、第1次非常配備態勢をとる。
- ウ 警戒態勢及び第1次非常配備態勢の配備要員、主な活動内容等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。

2 情報の収集及び伝達

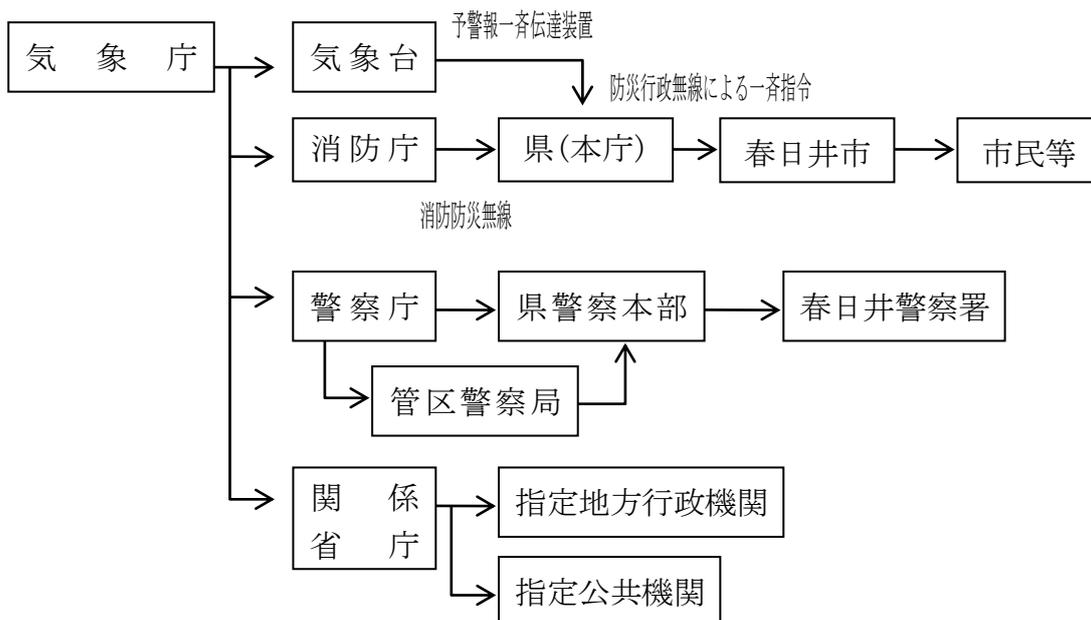
(1) 地震予知情報等の収集及び伝達

東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）、警戒宣言その他これらに関する情報の収集及び伝達は、次の系統図により行う。

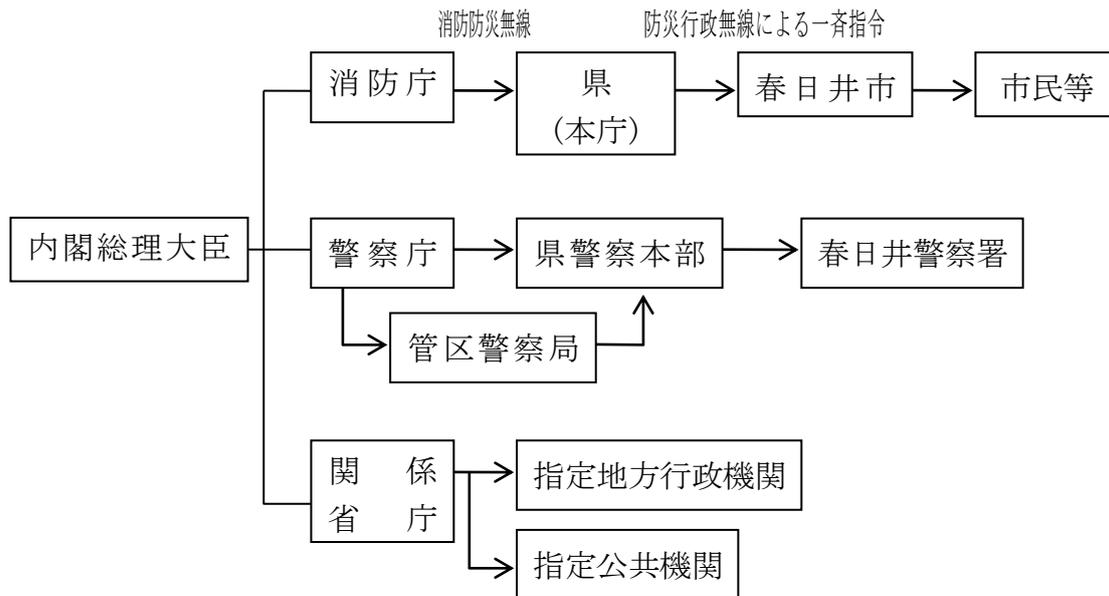
なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

- ア 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））

種類	内 容 等		防災対応
東海地震予知 情報 カラーレベル 赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。		警戒宣言 災害警戒本部設置
東海地震注意 情報 カラーレベル 黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。		準備行動の実施 市民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル 緑	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。	



イ 警戒宣言



ウ 内部伝達等

(ア) 市の内部における伝達は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとするほか、勤務時間内においては庁内放送による。

(イ) 市民等への伝達については、報道機関の報道開始時から行うものとする。

(2) 地震予知情報等の広報

市は、警戒宣言発令、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、被害軽減のための地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、地震予知情報等に対応する広報活動を実施する。

ア 広報内容

(ア) 地震予知情報等の内容

(イ) 市長から市民への呼びかけ

(ロ) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況

(ハ) 強化地域内外のライフラインに関する情報

(ニ) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ

(ホ) 事業所、市民等が緊急にとるべき措置

(ヘ) 車両運転の自粛及び運転者がとるべき措置

(ヘ) 金融機関が講じた措置に関する情報

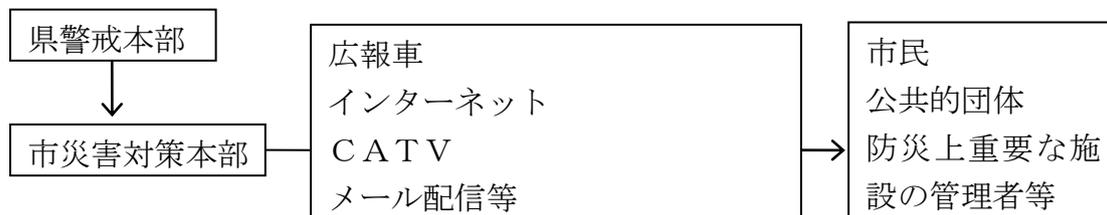
(ケ) 混乱防止のための対応措置

(コ) その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項

イ 広報手段等

広報は、広報車、有線放送、インターネット等の伝達系統により行う。

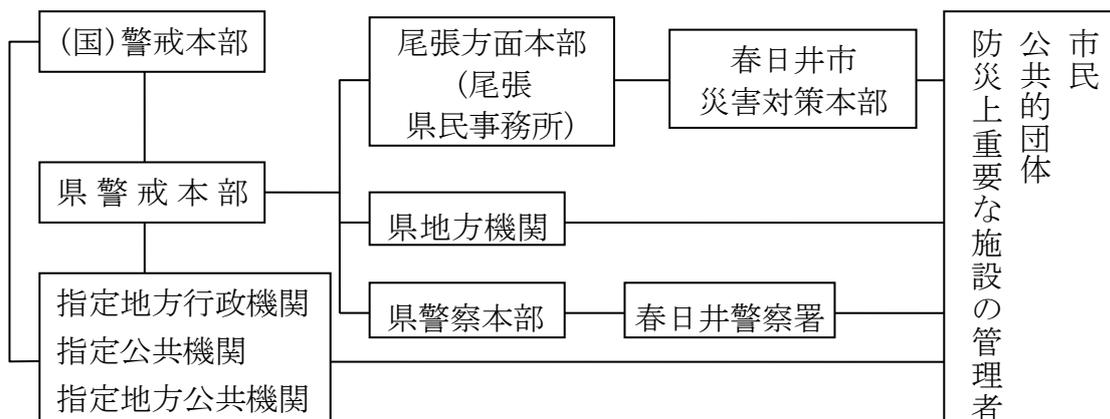
地震伝達系統



(3) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達

ア 収集及び伝達系統

地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達並びに県からの指示事項等の伝達は、次の系統図により行う。



イ 報告事項・時期

(ア) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、別記様式1により県に報告する。

(イ) それ以降は、別記様式2により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

a 報告事項 別記様式2に記載の事項

b 報告時期

①は、危険な事態その他の以上な事態が発生した後直ちに

②は、避難に係る措置が完了した後速やかに

③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき。その他経過に応じて逐次。

(別記様式1)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告書》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)
①地震予知情報の伝達	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
③消防・浸水対策活動	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑥犯罪の防止、交通の規制その他社会秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑨災害対策本部の設置	1 設置 2 準備中 3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
備 考	

(別記様式2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告書》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	① 避難 の 経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	② 避難 の 完了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必 要な措置等
地震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保 護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備考		

3 発災に備えた直前対策

警戒宣言が発令された場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関、地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等、これらの準備的な対応を実施する。

(1) 消防対策

消防本部は、地震に伴う出火及び混乱を防止するため、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

ア 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。

イ 火災等の防ぎよのため現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。

ウ 火災発生の防止、初期消火について市民等への広報を行う。

エ 自主防災組織等の防災活動に対する指導を実施する。

オ 非常事態に対処するための救助用器具等の点検配備を行い、救助体制の確立を図る。

カ その他必要な措置を講ずる。

(2) 避難等の対策

市及び関係機関は、地震発生後の避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置をとるよう努めるとともに、児童等の安全対策を定める。

ア 市の対策

(ア) あらかじめ市民等に対してパンフレット等により警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策について、十分周知徹底を図る。

(イ) あらかじめ自主防災組織等を単位として、在宅高齢者、障がい者、傷病者等避難に当たり介護を要する者の人数、介護者の有無等の把握に努め、発災後の避難に備えるとともに、必要な支援を行う。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域等において市民が避難する場合は、避難誘導及び避難路の確保に努め、避難場所等に避難者が殺到し、混乱が生じるのを防ぐ。

(エ) 外国人、出張者、旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難

誘導等適切な対応を実施する。特に、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

イ 警察官が行う避難対策

避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する恐れがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立ち入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

ウ 要配慮者の安全対策

(ア) 小中学校

児童生徒の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。なお、学校等においては、東海地震注意情報の内容、通学距離、時間、通学路等を考慮し、あらかじめ保護者と協議して実態に即した具体的な避難計画を定め、日頃から児童生徒に指導しておくとともに、保護者及び関係者に周知しておく。

a 児童生徒が在校中に東海地震注意情報が発表されたときは、授業を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、安全を確認後下校させる。ただし、小学校においては、保護者に引渡し後、安全に下校させる。

b 児童生徒が在宅中に東海地震注意情報が発表されたときは、休校とする。

(イ) 保育園、認定こども園及び小規模保育事業所

園児の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。

a 園児が在園中に東海地震注意情報が発表されたときは、保育を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、保護者に引渡し後、安全に降園させる。

b 園児が在宅中に東海地震注意情報が発表されたときは、休園とする。

(ウ) 社会福祉施設等

入所者(来館者)に対しては、あらかじめ、家族等への連絡方法を把握

するなど帰宅等に備えておくとともに、施設は常時一時的な避難所として対応できるよう日頃から施設設備の点検、落下物等危険物の除去、食糧等の備蓄、医薬品等の確保を行う。

a 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

施設管理者は、入所者（来館者）の状況等を十分把握するとともに、館内放送で、観測情報の周知を図り、今後注意情報が発表された場合には、速やかに帰宅できるよう準備しておく旨周知させる。

b 東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合

施設管理者は、館内放送で注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された旨の周知を図るとともに、イベントは中止し、帰宅させる。また、避難要望があれば一時避難も受け入れる。

(3) 非常用物資対策

ア 飲料水、食糧及び生活必需品

市は、関係機関及び団体の協力を求め、飲料水、食糧及び生活必需品の確保を図るとともに、関係団体を通じて飲料水、食糧及び生活必需品を扱う小売店等に対し営業を行うよう要請し、供給の確保に努める。

イ 防災用及び防疫・衛生用資機材

関係各部は、防災用及び防疫・衛生用資機材の点検整備を行い、確保を図る。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(4) 都市施設の対策

ア 道路、橋梁等

技術部は、震災に備え、次の措置を講ずる。

(ア) 所管する道路、橋梁等の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。

(イ) 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検及び確保に努める。

イ 河川等

技術部は、震災に備え、次の措置を講ずる。

(7) 所管する河川、ため池等の管理者へ連絡通報を行うとともに、点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。

(イ) 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検及び確保に努める。

ウ その他公共施設

市役所本庁舎、公民館、ふれあいセンター等における管理上の措置は、次のとおりとする。

(7) 東海地震注意情報又は予知情報(警戒宣言)が発表された場合は、施設利用者に伝達するとともに館内のイベントは全て中止し、帰宅させる。

(イ) 施設利用者の避難等の安全確保措置

(ウ) 施設、設備及び機材の点検、転倒及び落下防止措置

なお、対策本部、支援本部等が設置される施設にあつては、発災後の開設に備える。

エ 鉄道

鉄道事業者は、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

(7) 東海地震注意情報発表時及び報道時

a 列車の運転規制

警戒宣言が発令されたときの運転規制手配を円滑に行い、かつ、運転規制による旅客への影響を少なくするため、あらかじめ定めた方法により、列車の運転規制手配を行うものとする。

(a) 東海地震注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として抑止等の手配を行う。

(b) 強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

(c) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。

b 旅客への案内等

東海地震注意情報が発表された場合、旅客等に対して警戒宣言が発令されたときは、列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止等や早期帰宅を促すようにするものとする。

なお、強化地域の境界付近を内方へ向かって運転中の列車の旅客に

対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。

(イ) 警戒宣言発令時

a 列車の運転規制等

- (a) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
- (b) 強化地域内の列車は、強化地域外へ直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。
- (c) 強化地域外の列車は、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行うものとし、列車の運転は、あらかじめ定められた規制速度により行う。
- (d) 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運行を再開するものとする。運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

b 旅客の待機、救護等

- (a) 駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。ただし、列車の停止が長時間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は市が定める避難場所へ旅客を避難させることとし、あらかじめ市と協議しておくものとする。
- (b) 前項の旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、あらかじめ指定した駅売店、駅周辺の食料品店、食堂等の供給能力について調査しておき、その供給についての協力体制を確立しておくとともに、臨機応変に対処できる体制を整えておくものとする。

なお、食事のあっせんが不可能となった場合は、市に食事のあっせんの援助を要請するものとし、あらかじめ市と協議しておくものとする。

- (c) 第1項の旅客のうち病人等緊急の救護を要する旅客については、駅周辺の医療機関に搬送することとし、その協力体制を確立しておくものとする。

また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対する応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

オ 上水道

技術部は、震災に備えた緊急貯水を市民に強く呼びかけるとともに、次の措置を講ずる。

- (ア) 緊急貯水により水量不足が生じないように、配水池の水位確保等を図る。
- (イ) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用する。
- (ウ) 県水の受水に対しては、供給地域の貯水不足にならないよう緊急増加受水の要請を行い水源の確保に努める。
- (エ) 施設の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。
- (オ) 発災後の応急復旧に備え、資機材の点検及び確保に努める。

カ 下水道

技術部は、東海地震注意情報が発表された段階から、震災に備え、次の措置を講ずる。

- (ア) 施設の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。
- (イ) 所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検及び確保等に努める。

キ 電力

中部電力株式会社は、震災に備え、次の措置を講ずる。

- (ア) 警戒体制を発令し、地震災害警戒本部等を設置する。
- (イ) 警戒宣言及び警戒解除宣言に関する情報をあらかじめ定めるルートにより伝達する。
- (ウ) 地震災害警戒本部等は、通信の確保を図り情報の収集伝達を行う。
- (エ) 電力施設の特別巡視、特別点検、仕掛け工事及び作業中の工事の応急安全措置など必要な予防措置を講ずる。
- (オ) 対策要員の確保、車両等の整備・確保に努め、応急出動に備える。
- (カ) ラジオ、テレビ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

ク 都市ガス

東邦ガス株式会社は、震災に備え、次の措置を講ずる。

- (ア) 直ちに災害対策本部等を設置し、あらかじめ定める動員計画に基づき要員を確保する。
- (イ) 警戒宣言等は、受理責任者が受理し、あらかじめ定める経路及び方法に従って迅速かつ確実に伝達する。
- (ウ) 警戒宣言発令後もガスの供給を継続することを原則とする。
- (エ) 緊急でない工事、作業その他の一般業務は、工事中及び作業中のガス工作物の危険を防止する措置を講じた後、これを中断する。
- (オ) 防災上必要な設備の点検及び作動確認を行う。
- (カ) 復旧用資材、機工具、飲料水、食糧その他の確認整備を行う。
- (キ) 需要家に対し、広報車等により不使用中のガス栓の閉止の確認、発震時の使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。
- (ク) 関係報道機関にあらかじめ連絡してあるキの内容の広報を行うよう依頼する。

ケ 通信

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(ア) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

- a 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- b 電報の受付、配達状況
- c 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況
- d 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況
- e 災害用伝言ダイヤルの利用方法
- f その他必要とする事項

(イ) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(ウ) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(エ) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(オ) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

(5) 医療対策

ア 出動準備要請

市医師会に医療班の出動準備を要請し、市歯科医師会及び市薬剤師会に活動の準備を要請する。

イ 受入体制の確保

市民病院等をはじめとする救急病院等は、受入体制を確保する。

ウ 医薬品等の確保

医療関係機関は、医薬品、衛生材料等の確保に努める。

(6) 交通対策

ア 道路交通の確保

警察及び道路管理者は、道路交通の混乱防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう、相互に協力して適切な交通規制等を実施し、道路交通の確保を図る。

イ 運転者のとるべき措置

市は、次のとおり運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。また、東海地震注意情報が発表された段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の車の運転を控えるよう要請する。

- (ア) 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
- (イ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか、運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- (ウ) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたときは、避難のために車両を使用しないこと。

ウ 交通規制

- (ア) 警戒宣言が発令された場合における強化地域及びこれに隣接する地域の交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送の確保を図るため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

a 強化地域規制

次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限する I C
東名高速道路	県内全 I C（春日井 I C 下り線を除く）
東名阪自動車道	県内全 I C
名古屋第二環状自動車道	全 I C

b 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の箇所において必要な規制等を行う。

交差点名	路線名	住所	規制方向
瑞穂通5丁目	国道19号	春日井市瑞穂通5丁目	南進
高蔵寺北	国道155号	春日井市高蔵寺町	南進

c 広域交通規制

広域交通規制道路

国道	19号
高速道路	東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、名古屋第二環状自動車道

広域交通検問所

名称	住所	道路名
坂下交番前	春日井市坂下町	国道19号

(イ) 交通規制に伴う滞留車両の措置

強化地域内への流入規制により、相当数の車両が滞留することが見込まれることから、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

エ 緊急輸送

発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員及び物資の輸送範囲は、概ね次のものとする。

(ア) 応急対策作業に従事する者

(イ) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者

(ウ) 食糧、飲料水及びその他生活必需物資等

(エ) 医薬品、衛生材料等

(オ) 救援物資等

(カ) 応急対策用資材及び機材

(キ) その他必要な人員、物資及び機材

(7) 警備対策

春日井警察署は、警戒宣言が発令された場合の交通混雑及び犯罪の発生防止のため、次の措置を講ずる。

ア 警戒体制の確立

東海地震注意情報が発表された場合は、早期に警戒体制を確立する。

イ 警備活動の推進

警戒宣言が発令された場合は、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

(8) 生活必需品確保対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。また、生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。

(9) 金融対策

警戒宣言が発令された場合、強化地域外の民間金融機関、保険会社、証券会社の営業所は、原則として平常どおり営業する。また、郵便局も原則として平常どおり業務の運営を行う。

(10) 警戒宣言発令時の帰宅困難者対策

警戒宣言が発令され、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅困難支援等必要な対策を講ずるものとする。

4 市民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合は、市民等は、家庭及び職場においては、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような防災措置を講ずるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においては、今後の情報に注意する。

(1) 家庭においてとるべき措置

ア テレビ、ラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報を収集し、対策本部、警察署などからの情報に注意する。

イ 警戒宣言が発せられた場合、居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分

把握しておく。なお、屋外での避難・待機等に備え、各家庭で防寒具、雨具等を準備する。

ウ 家庭内で、防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。

(ア) 身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとる。

(イ) 石油類、プロパンガス等の危険物の安全措置をとる。

(ウ) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。

(エ) 飲料水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の確認をする。

(オ) 万一のときの脱出口を確保する。また、災害が大きかった場合に備えて避難所や避難路を確認し、家族全員が知っておく。

エ 火の使用は自粛する。(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れない)。

オ 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意する)。

カ 自動車や電話の使用は自粛する。

キ 自主防災組織は情報収集体制を確保するとともに、配置につく。

(2) 職場においてとるべき措置

ア 防火管理者、危険物保安監督者などを中心に、職場で防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、できる限りの措置をとる。

(ア) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。

(イ) 身の安全を確保することができる場所を確保し、重量物等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとる。

(ウ) 危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。

(エ) 非常持出品を確認する。

(オ) 消防・防災設備を点検し、作動状態を確かめる。

(カ) 不特定多数の者が出入りする場所では、入場者の安全確保対策を確認する。

イ 火の使用は自粛する。

- ウ 職場内の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- エ 職場の条件及び状況に応じ安全な場所で待機する。
- オ 近くの職場同士で協力し合う。
- カ 一般車両、危険物車両等の運行は自粛する。
- キ 工事中の箇所があれば、安全点検を行い、工事を一時中断する。

資料6 災害対策本部組織体制・事務分掌

- 1 ◎印は責任者、○は副責任者とする。
- 2 担当者は、担当課の補佐職及び主査職とする。
- 3 第一次非常配備の要員は、部長及び総括担当者(主幹を含む)の全員並びに担当者の半数とする。
- 4 第二次非常配備の要員は、部長、総括担当者(主幹を含む)及び担当者の全員とする。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
<p>本部事務局部</p> <p>部長 ◎総務部長 ○企画経営部長</p> <p>総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長</p> <p>「受援総括班」 ◎総務課長 ○財政課長</p> <p>「動員班」 ◎人事課長</p>	<p>「本部班」</p> <p>市民安全課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置、廃止及び庶務に関する事。 2 部長会議の開催に関する事。 3 被害状況の集約に関する事。 4 被害状況の関係機関への報告に関する事。 5 避難の指示に関する事。 6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請に関する事。 7 国・県・関係機関等との連携調整に関する事。 8 災害応急対策全般の調整に関する事。 9 安否不明者・行方不明者の公表に関する事。 10 災害に伴う各種データの作成・管理及び情報処理に関する事。 11 各部との連絡調整及び活動状況の集約に関する事。 12 災害復興計画の企画立案に関する事。(受援総括班、技術部と協働する。)
<p>「本部長付」 ◎秘書課長</p>	<p>「受援総括班」</p> <p>総務課 財政課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 受援に係る総合調整に関する事。 2 行政無線、電話等の通信の統制、確保、運用に関する事。 3 車両の調達・確保に関する事。 4 緊急通行車両の確認申請に関する事。 5 庁内放送による被害情報等の伝達に関する事。 6 車両の管理、配分に関する事。 7 市役所本庁舎への避難者の対応に関する事。 8 市役所本庁舎施設の被害調査、災害復旧に関する事。 9 災害復興計画の企画立案に関する事。 10 市役所本庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼働指示に関する事。 11 災害応急対策、復旧対策に係る財政措置に関する事。 12 受援に係る費用の清算、弁償に関する事。 13 災害救助費関係資料の作成及び費用請求に関する事。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
		と。
	「動員班」 人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員配置及び各部の配置調整に関する事。 2 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討、応援配備に関する事。 3 参集職員の把握に関する事。 4 職員の被災状況に関する事。 5 職員の給食及び衛生管理に関する事。 6 人的応援の要請に関する事。 7 各種応援受け入れ状況の集約に関する事。 8 その他職員の動員に関する事。
	「本部長付」 秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 見舞い者等への応接に関する事。 2 記者会見に関する事。(報道班と協働する。)
<p>情報管理部</p> <p>部長 ◎企画経営部長 ○DX推進部長 ○議会事務局長 ○監査事務局長</p> <p>総括担当者 「報道班」 ◎広報広聴課長</p> <p>「広報伝達班」 ◎企画政策課長 ○監査課長 議事課長</p> <p>「収集整理班」 ◎情報システム課長 ○デジタル推進課長</p>	「報道班」 広報広聴課	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関への対応、連絡調整及び災害広報に関する事。 2 記者会見に関する事。(本部長付と協働する。) 3 災害情報の発信に関する事。(市ホームページ・市公式ライン、緊急情報X(旧ツイッター)、JR春日井駅デジタルサイネージ) 4 災害に関する写真、映像等による記録に関する事。(広報伝達班と協働する。)
	「広報伝達班」 企画政策課 議事課 監査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難情報の広報に関する事。 2 災害情報の伝達に関する事。(音声架電システム、広報車等) 3 災害に関する写真、映像等による記録に関する事。 4 その他広報に関する事。
	「収集整理班」 情報システム課 デジタル推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震、被害情報等の収集、整理に関する事。 2 避難所開設状況の把握、記録に関する事。 3 開設避難所の避難者数、必要物資等の情報収集、記録に関する事。 4 本部事務局、情報管理部報道班・広報伝達班、市民窓口部窓口班、災害支援本部との情報の共有に関する事。 5 ホワイトボード等を使用した市民窓口部窓口班への情報開示に関する事。 6 市民窓口部等で受け付けた災害通報・処理票(第14号様式)のデータの作成・管理、情報処理に関する事。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
		7 その他情報整理に関すること。
<p>市民窓口部</p> <p>部長 ◎市民生活部長 ○総務部長 ○こども未来部長</p> <p>総括担当者 「窓口班」 ◎戸籍住民課長 ○契約管理課長 子育て推進課長</p> <p>「罹災証明班」 ◎資産税課長 ○収納課長 市民税課長</p> <p>「ボランティア班」 ◎市民生活課長</p> <p>「多様性支援班」 ◎多様性社会推進課長</p>	<p>「窓口班」 戸籍住民課 契約管理課 子育て推進課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応答に関すること。(市民窓口部ボランティア班、会計部の応援を受け活動する。) 2 電話等による被害通報の受付(災害通報・処理票(第14号様式)の作成)及び整理、情報管理部への伝達に関すること。 3 その他市民との対応に関すること。 4 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 5 葬儀業者への協力要請、調整に関すること。
	<p>「罹災証明班」 資産税課 収納課 市民税課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災証明書、罹災届出証明書に関すること。 2 住家の被害認定調査に関すること。
	<p>「ボランティア班」 市民生活課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 春日井市社会福祉協議会との委託契約の締結に関すること。 2 NPO・ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整に関すること。 3 災害救援ボランティアコーディネーターとの連絡調整に関すること。 4 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること。 5 電話による被害通報の受付に関すること。(市民窓口部窓口班の応援) 6 総合相談窓口の設置に関すること。
	<p>「多様性支援班」 多様性社会推進課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 2 多様性や男女共同参画の視点による避難所運営に対する助言に関すること。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">技 術 部</p> 部 長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 総括担当者 「公共土木班」 ◎道路課長 ○公園緑地課長 河川排水課長 施設管理課長 都市政策課長 都市整備課長 住宅政策課長 ニュータウン創生課長 建築指導課長 下水建設課長 土木管理課長 「給水班」 ◎上下水道経営課長 ○水道工務課長 上下水道業務課長	「公共土木班」 道路課 公園緑地課 河川排水課 施設管理課 都市政策課 都市整備課 住宅政策課 ニュータウン創生課 建築指導課 下水建設課 土木管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路被害状況の確認に関する事。 (給水班と協働する。) 2 避難の誘導に関する事。 3 人命捜索及び救出救助に関する事。 4 自衛隊、広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 土木建築業者との連絡調整に関する事。 6 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 7 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 8 危険箇所等の確認巡視及び災害応急対策に関する事。 9 水防に関する事。 10 ポンプの維持、操作及び指揮、樋門等の開閉操作、スクリーンの巡視に関する事。 11 水路の清掃に関する事。 12 被災建築物応急危険度判定に関する事。 13 被災宅地危険度判定に関する事。 14 倒壊家屋対策に関する事。 15 仮設住宅の設置及び応急修理家屋の決定に関する事。 16 被災住宅の応急修理に関する事。 17 応急仮設住宅に関する事。 18 瓦礫等の処理に関する事。 19 宅地相談、その他二次災害の防止に関する事。 20 所管工事現場の災害防止に関する事。 21 農業用施設の確認巡視及び応急対策に関する事。 22 ため池の確認巡視及び応急対策に関する事。 23 災害復興計画の企画立案に関する事。 24 その他土木建築の技術面に関する事。
	「給水班」 上下水道経営課 水道工務課 上下水道業務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路被害状況の確認に関する事。 (公共土木班と協働する。) 2 送配水の応急措置に関する事。 3 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 被災地の応急給水に関する事。 5 緊急送配水工事に関する事。 6 水道関係機関、団体等との連絡及び調整に関する事。 7 応急復旧用資機材の調達及び会計に関する事。 8 広域給水応援の受入れ及び調整に関する事。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
		9 その他給水に関する事。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">消防公安部</div> 部長 ◎消防長 ○副消防長 ○消防署長 総括担当者 ◎消防救急課長 ○消防総務課長 予防課長 通信指令課長 副署長 東出張所長 西出張所長 南出張所長 北出張所長 高蔵寺出張所長	消防救急課 消防総務課 予防課 通信指令課 消防署 東出張所 西出張所 南出張所 北出張所 高蔵寺出張所	1 消火、救出、救助、救急に関する事。 2 避難の指示及び誘導に関する事。 3 災害情報の収集及び連絡に関する事。 4 地震情報等の収集及び連絡に関する事。 5 被害状況の把握及び記録集計に関する事。 6 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 7 水防に関する事。 8 関係機関との連絡調整に関する事。 9 広域消防応援の要請、受入れ及び調整に関する事。 10 消防団との連携に関する事。 11 自主防災組織に関する事。 12 その他消防に関する事。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">避難部</div> 部長 ◎教育部長 ○いきがい創生部長 総括担当者 ◎教育総務課長 ○学校教育課長 学校給食課長 いきがい推進課長	教育総務課 学校教育課 学校給食課 いきがい推進課	1 避難所業務に関する事。 2 災害支援本部との連絡調整に関する事。 3 児童、生徒の安全対策に関する事。 4 被害状況に応じた避難所内の安全確保に関する事。 5 開設避難所における避難者数、必要物資等の把握に関する事。 6 教育施設の被害調査及び復旧に関する事。 7 応急教育の実施に関する事。 8 学用品等の給与に関する事。 9 社会教育施設の応急対策に関する事。 10 その他避難所及び文教対策に関する事。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">救護福祉部</div> 部長 ◎健康福祉部長 ○こども未来部長 ○市民生活部長 総括担当者 「救護班」	「救護班」 健康増進課 こども家庭支援課 保険医療年金課 保育課	1 救護所の開設、診療、助産に関する事。 2 医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関する事。 3 医薬品、医療材料の調達及び供給に関する事。 4 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 5 被災者の保健医療及び保健相談に関する事。 6 伝染病の予防（防疫対策を除く。）に関する事。 7 開設避難所の保健師、看護師等の派遣に関する事。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
◎健康増進課長 ○こども家庭支援課長 保険医療年金課長 保育課長 「要配慮者班」		(避難部と協働する。) 8 保育園等の園児の安全対策に関する事 9 保育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 10 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11 その他保健医療に関する事
◎福祉政策課長 ○地域共生推進課長 介護・高齢福祉課長 障がい福祉課長 生活支援課長	「要配慮者班」 福祉政策課 地域共生推進課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課 生活支援課	1 要配慮者対策に関する事 2 福祉施設の被害調査、応急復旧に関する事 3 義援金の募集及び配分に関する事 4 災害弔慰金等に関する事 5 被災者生活再建支援金に関する事 6 福祉関係団体との連絡調整に関する事 7 その他被災者の福祉に関する事
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">物資供給部</div> 部長 ◎産業部長 ○いきがい創生部長 総括担当者 ◎企業活動支援課長 ○経済振興課長 農政課長 文化スポーツ振興課	企業活動支援課 経済振興課 農政課 文化スポーツ振興課	1 物的応援の要請に関する事 2 食糧及び生活必需品の調達、確保及び管理に関する事 3 食糧及び生活必需品の受入れ、仕分け、搬送及び供給に関する事 4 物資集配拠点に関する事 5 炊き出しに関する事 6 農業用水(新木津(高山制水門及び兵田堰以外)、上条、高貝、愛知用水)の確認巡視及び応急対策に関する事 7 その他物資の調達、供給に関する事
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">衛生部</div> 部長 ◎環境部長 総括担当者 ◎ごみ減量推進課長	ごみ減量推進課 環境政策課 環境保全課	1 ごみ、し尿の収集及び処理に関する事 2 処理施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 3 仮設トイレの調達、設置、管理に関する事 4 防疫等衛生に関する事 5 ごみ等の収集・処理業者への協力要請、調整に関する事 6 広域応援の受入れ、調整に関する事

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
○環境政策課長 環境保全課長		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">会 計 部</div> 部 長 ◎会計管理者 総括担当者 ◎会計課長	会計課	1 義援金、見舞金の出納に関する事 2 災害応急関係経費の支払いに関する事 3 その他経費の支払いに関する事 4 電話による被害通報の受付に関する事。(市民窓口部の応援)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">施設配備</div>	配水管理事務所	1 送水及び配水場施設・設備の点検、被害状況の確認に関する事。 2 送水及び配水場施設・設備被害の応急措置及び復旧活動に関する事。 3 非常用水源及び応急給水体制の確保に関する事。 4 主管課への被害状況報告（公共施設被害報告書の作成）に関する事。
	その他の施設	1 施設・設備の点検、被害状況の確認に関する事。 2 施設・設備被害の応急措置及び復旧活動に関する事。 3 主管課への被害状況報告（公共施設被害報告書の作成）に関する事。 4 防災拠点及び補完施設に指定された施設における防災備蓄倉庫内の資器材の点検確認に関する事。
	指定管理者	市の活動内容に準ずる。

資料7 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1) 被害予測

ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果の概要

(ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

a 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

- 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

- 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(イ) 結果（「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年5月 愛知県防災会議地震部会）

a 「過去地震最大モデル」

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。
- 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、5強：4市町

<浸水・津波>

○ 渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波（30cm）が到達すると想定される。		
○ 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。		
○ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる場所があると想定される。		
津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）
10.2m	9分 ※津波高30cm	約26,500ha

<被害量の想定結果>

建物被害 *1	揺れによる全壊	約47,000棟	生活への影響	避難者数 *4	避難所	約799,000人
	液状化による全壊	約16,000棟			避難所外	約748,000人
	津波・浸水による全壊	約8,400棟			合計	約1,547,000人
	急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟		帰宅困難者数*5	約858,000～ 約930,000人	
	地震火災による焼失	約23,000棟		飲料水不足*6	約13,000トン	
	合計	約94,000棟		食料不足*6	約214万食	
人的被害 *2	建物倒壊等による死者	約2,400人	廃棄物	毛布不足	約45万枚	
	浸水・津波による死者	約3,900人		入院対応不足数	約6,300人	
	急傾斜地崩壊等による死者	約50人		外来対応不足数	約5,100人	
	地震火災による死者	約90人		災害廃棄物（がれき）	約13,374,000トン	
死者数合計	約6,400人		津波堆積物	約6,465,000トン		
ライフライン被害	上水道（断水人口）	約7,021,000人	経済被害	合計	約19,839,000トン	
	下水道（機能支障人口）*3	約3,207,000人		直接的経済被害（復旧に要する費用）	約13.86兆円	
	電力（停電軒数）	約3,757,000軒		間接的経済被害（生産額の低下）	約3.00兆円	
	固定電話（不通回線数）	約1,205,000回線				
	携帯電話（停波基地局率）*3	約81%				
	都市ガス（復旧対象戸数）	約169,000戸				
	LPGガス（機能支障世帯）	約162,000世帯				

*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合

*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合

*3 発災1日後の想定 *4 発災1週間後の想定 *5 平日12時 *6 1～3日目の計

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

<揺れ、液状化>

○ 平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。
○ 震度7が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。
○ 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。 陸側ケース 震度7：32市町村、6強：14市町、6弱：8市町村 東側ケース 震度7：17市町、6強：27市町村、6弱：5市町、5強：4市町、5弱：1村

<浸水・津波>

○ 渥美半島の外海では、最短で約5分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。
○ 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
○ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。
○ 津波ケース①の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース⑦の場合に県全体の死者数が最大となる。

津波ケース	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）
①	21m	7分 ※津波高30cm	約37,000ha
⑦	9.3m	6分 ※津波高30cm	約35,000ha

<被害量の想定結果>

建物被害	揺れによる全壊	約242,000棟	人的被害	建物倒壊等による死者	約14,000人
	液状化による全壊	約16,000棟		浸水・津波による死者	約13,000人
	津波・浸水による全壊	約22,000棟		急傾斜地崩壊等による死者	約70人
	急傾斜地崩壊等による全壊	約700棟		地震火災による死者	約2,400人
	地震火災による焼失	約101,000棟		*2 死者数合計	約29,000人
*1	合計	約382,000棟			

*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース⑦）

*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース①）

(ウ) 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成27年7月 県環境部）

過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

<被害量の想定結果>

廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約20,625,000トン
	津波堆積物	約6,465,000トン
	合計	約27,090,000トン

(2) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- 建物の耐震化率 100%の達成（現状：約 85%）
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成（現状：50%）
- 全員が発災後すぐに避難開始
- 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659 棟）

イ 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約 2 割減少すると想定される
- 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定される。

(ア) 建物被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 47,000 棟	約 20,000 棟 (約 6 割減)	約 242,000 棟	約 103,000 棟 (約 6 割減)

* 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(イ) 人的被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約 6,400 人	約 1,200 人 (約 8 割減)	約 29,000 人	約 11,000 人 (約 6 割減)
うち建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 700 人 (約 7 割減)	約 14,000 人	約 4,900 人 (約 7 割減)
うち浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 300 人 (約 9 割減)	約 13,000 人	約 3,500 人 (約 7 割減)
自力脱出困難	約 800 人	約 200 人 (約 8 割減)	約 5,500 人	約 1,500 人 (約 7 割減)
津波からの逃げ遅れ	約 3,100 人	約 200 人 (約 9 割減)	約 7,100 人	約 2,000 人 (約 7 割減)

*1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

*2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

(ウ) 経済被害額（過去地震最大モデル）

項 目	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約 13.86 兆円	約 11.25 兆円（約 2 割減）

資料：愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画）（令和元年 6 月修正）

資料8 春日井市の被害量等

1 最大震度

モデル	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
最大震度	6弱	
備考		陸側ケース・東側ケース

2 被害量

項目		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
		県全体で最大被害	陸側ケース	東側ケース	市町村別で最大	陸側ケース
全壊・焼失棟数(夕方18時発災)	揺れ	約70	約300	約30	約70	約300
	液状化	約10	約20	約10	約10	約20
	浸水・津波	*	*	*	*	*
	急傾斜地崩壊等	*	*	*	*	*
	火災	約200	約500	約100	約200	約500
	合計	約300	約800	約200	約300	約800
死者数(早期避難率低の場合)	季節・時間帯	冬深夜5時発災			冬夕方18時	
	建物倒壊	*	約10	*	*	約10
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	*	*	*	*	*
	浸水・津波	*	*	*	*	*
	うち自力脱出困難	*	*	*	*	*
	うち逃げ遅れ	*	*	*	*	*
	急傾斜地等	*	*	*	*	*
	火災	*	*	*	約10	約20
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	*	*	*	*	*
	合計	*	約10	*	約10	約30

*:被害わずか 想定条件:風速5m/s

※ 下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

- ①5未満→「*」、 ②5以上100未満 →「一の位を四捨五入」、 ③100以上1万未満 →「十の位を四捨五入」、
④1万以上 →「百の位を四捨五入」

資料 9

1 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、市や県、国及び企業等が防災対応をとりやすくするため、気象庁から、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 南海トラフ地震臨時情報

情報の受け手が防災対応をイメージし適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 1 監視領域内 ^{*1} でマグニチュード 6.8 以上 ^{*2} の地震 ^{*3} が発生 2 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 3 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で 2 時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	1 監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0 以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）

		2 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで 6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



(★) 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある

※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)